

幕別町立学童保育所保育時間延長申請について

勤務終了時間が午後5時00分を過ぎる保護者の方で、引き続き保育を希望される場合は、最大で午後6時30分まで保育時間を延長します。

次の「保育時間の延長の条件」を遵守できる家庭におかれましては、「幕別町立学童保育所保育時間延長申請書」に必要事項を記入のうえ提出願います。

申請書受取後、審査のうえ保育時間の延長の可否について**3月上旬頃**に文書にて各家庭へ通知いたします。

記

1 保育時間の延長の条件

児童の安全確保のため、必ず午後6時30分までに保護者が児童を迎えにくること

2 延長となった場合の保育時間

- ・学校登校日：学校終了後から最大で午後6時30分まで
(延長保育なしの場合：学校終了後から午後5時00分まで)
- ・春・夏・冬休み、学校振替休業日など：午前8時00分から最大で午後6時30分まで
(延長保育なしの場合：午前8時00分～午後5時00分まで)

3 保育時間が延長できる日

学童保育所開所日(月曜日～金曜日)のうち保護者の勤務終了時間が午後5時00分を過ぎる日

4 申請に必要な書類

- ・学童保育所保育時間延長申請書
- ・勤務雇用期間等申請書 ※保護者全員分が必要です。
※勤務雇用期間等申請書は必ず職場等に提出し、証明を受けてください。なお、必要に応じて勤務先に就労実態等について確認をさせていただく場合があります。
※入所申込みの際に添付済みの場合は不要です。

5 提出先

各学童保育所、こども課保育係、札内支所、保健福祉課福祉係まで提出してください。
※土日祝日に開いていない施設もあります。受付最終日は土曜日のため、ご注意ください。

6 問い合わせ先

こども課保育係 電話：0155-54-6621

保健福祉課福祉係(ふれあいセンター福寿内) 電話：01558-8-2910